

第 630 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 17 年 10 月 14 日 (金) 13 : 30 ~ 16 : 05
2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎第 2 号館 8 階)
3 議 題

(1) 庶務事項

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- ① 諮問第 302 号「平成 18 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」
- ② 諮問第 303 号「学校保健統計調査の改正について」
- ③ 諮問第 304 号「平成 18 年に実施される社会生活基本調査の計画について」

(3) 部会報告

(4) その他

4 配布資料

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について
- ③ 諮問第 302 号「平成 18 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」
- ④ 諮問第 303 号「学校保健統計調査の改正について」
- ⑤ 諮問第 304 号「平成 18 年に実施される社会生活基本調査の計画について」
- ⑥ 部会の開催状況
- ⑦ 指定統計調査の承認等の状況
- ⑧ 平成 17 年 7 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 53 巻・第 7 号)
- ⑨ 平成 17 年 8 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 53 巻・第 8 号)
- ⑩ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、須田委員、後藤委員、
清水委員、新村委員、引頭委員、椿委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省江端統計調査部長、
厚生労働省桑島統計情報部長、
農林水産省相馬経営・構造統計課長
経済産業省窪田調査統計部長、
国土交通省藤井情報管理部長、
東京都須々木統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

総務省酒井事業所・企業統計室長、
同佐藤労働力・人口統計室長、
文部科学省吉田調査企画課長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省久布白政策統括官、
同熊埜御堂統計審査官、
同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 庶務事項

① 統計審議会専門委員の発令について

美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

② 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

① 諮問第302号「平成18年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて総務省統計局統計調査部事業所・企業統計室の酒井室長が、改正計画案の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) それでは、ただ今の説明に続いて、質問、意見等があればお願いします。

後藤委員) この調査だけに関わることではないが、調査票の乙でエクセルという話があった。エクセルが一番広く使われているからそれは非常に便利がいいとは思いますが、マイクロソフトという特定のベンダーの製品を名指しで挙げるのがいいのかどうか。その他の調査でもいろいろ似たような問題があるかと思うが、検討されているのか。非常に独占的な支配力を誇った企業であり、政府がそれを指定することによって結果的にさらにその独占力が強まるというようなことになるというのは余り好ましいことではないように思うのだが。

美添会長) 私も実は同じことを感じていたが、これは例としてエクセルの名前を挙げたものと思う。政府としてもOSを変えるという動きもあるようだし、エクセル等の表形式で入力するというのがポイントであって、一般的な例としてエクセルと書いたのだろう。表形式で互換性のあるファイルなら実質的には問題がないと私は思う。

調査実施者として、今の点について検討したことがあるか。

酒井室長) もろもろの調査で、都道府県あるいは市町村の方に入力してもらうという場面があるが、当然、都道府県、市町村で持っている機械でやっていただくので、

そちらに合わせるというようなことである。代表的に今、会長の言われたエクセルが一番多いというようなことで、代表選手として出したということである。したがって、国の方からこれにしるとかという強制はしていないということになる。

美添会長) 後藤委員、今の説明でよろしいか。

後藤委員) 結構である。

美添会長) 趣旨として、やはり特定企業のファイルに限ることは避けるべきで、今の説明のとおりである。

資料についている調査票乙であるが、先ほどの説明だと提出するのは磁気媒体なので、これはイメージということになる。ここに書くのではなくて、このイメージの電子ファイルで提供してもらうということによいか。

酒井室長) そのとおりである。様式を磁気媒体の中に入れて送るという形になる。したがって、イメージということになる。

後藤委員) この別紙の表記の方法であるが、リスト形式(エクセル)に変更というふうにかかなり限定的に書いてあるので、誤解のないような表現にして、これを使えと言っているわけではないということがはっきりするような書き方にされた方がいいと思う。

美添会長) この点も確認であるが、この別紙は審議会で説明するために作られたものであって、実施者の都道府県には表とエクセルにこだわらないという趣旨の説明を頂けると理解してよいか。

酒井室長) 地方の実状を踏まえながら、対応していきたい。

美添会長) エクセルには余りこだわらず、互換性があればいいという理解でよいと思う。

篠塚委員) 今度は独立行政法人のところであるが、平成13年のときには調査票乙でやっていたのが、今度こちらの調査票甲の方にも入る。調査票甲の6番の従業者数のところだが、小さなことではあるが、表現として、「常用雇用者」として4では「一般に正社員・正職員などと呼ばれる人」となっていて、5では4以外として、「(パート・アルバイトなど)」というそういう表記になっている。平成13年のときはどうだったのかちょっと正確ではないのだが、今度ここに独立行政法人の人たちも記入するわけだが、調査票乙の方を見ると、本当にマイナーなところで恐縮だが、調査票乙では常用雇用者のところは、1は「正職員」とだけになっていて、そして2のところは「1以外」として、注4を読むという、そういう言い方になっている。そして、3の「臨時雇用者」というのも注5を見るという形になっている。調査票乙と調査票甲のところのこの常用雇用者の表現は、わざわざ正社員以外はパート・アルバイトというふうな書き方をしている調査票甲に比べて、調査票乙の方の表現はちょっと違っているので、こういうところは統一する必要があるのかないのか。平成13年調査のときから、こちらの調査票甲の方に移ったときに、ちょっと齟齬が出ないのかどうかというのが今気になったので、教えていただきたい。

美添会長) その点について、検討したことがあったら紹介してほしい。

酒井室長) 平成 13 年の調査票では確かに御指摘のとおりになっているので、どのくらいまで書き込めるかという点も含めて検討させていただきたいと思う。

篠塚委員) 了解した。

美添会長) 他に意見はないか。

この調査に関しては、実はその次の平成 21 年、23 年にかけて大きな変化が予想されるということを踏まえながら、従来からの方法で実施する。ひょっとするとこれが従来からの事業所・企業統計調査の最後になるかもしれない。ある意味では歴史的な調査になると思う。

将来に向けての課題を抱えながら従来からの調査を実施するという一方で、調査実施部局には多大なお手数をお掛けするが、慎重に部会での審議をお願いしたい。

部会の担当である、企業統計部会の舟岡部会長、よろしくをお願いしたい。

② 諮問第 303 号「学校保健統計調査の改正について」

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料 4 の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて文部科学省生涯学習政策局調査企画課の吉田課長が、改正計画案の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) ただ今の御説明について、質問、意見等があればお願いしたい。

舟岡委員) 今回、都道府県別の結果表章ができるようになることは大変よろしいことと評価する。標本数を拡大したのであれば、学校の属性等の別に結果を集計して何らかの違いがあるか否かを分析することが意味を持つと考える。例えば、学校の規模とか、私学と公立とか、あるいは高校だと普通校、実業校という属性別に集計して、属性ごとで結果が相違するならば、その結果を次回以降公表していくことが必要ではないかと思う。

さらに、改正の趣旨として、学校保健行政及び学校における保健管理や健康教育等への一層の活用を図るためということであれば、発育状態調査票と健康状態調査票を何らかの形でリンクして分析できるような仕組みは考えられないか。

発育状態調査票については個人ごとに情報を提出することになっており、健康状態調査票については集計したものとなっている。先ほどの話だと、健康状態調査についても個人ごとに情報がちゃんと各学校では取られており、電子媒体化している学校もかなりの数に上っているということだとすれば、個人ごとに健康状態調査についても情報が取れるということで、例えば身長、体重、座高等の発育状態と健康状態を対比した分析が可能になるのではないかと。特に、最近若年者の成人病、あるいは成人病予備群が増えているということからすると、健康教育等を適切に行うためにもそれら 2 つの情報を突合して明らかにするということが大きな意味を持つのではないかとと思われる。

吉田課長) 学校の属性別については、集計段階でどういった工夫ができるかということ
を少し検討させていただきたい。

発育状態調査票と健康状態調査のリンクについて、少し補足をして説明をさ
せていただくと、健康診断については紙の健康診断票というものを1人1人
について、各学校で作っている。それを基に、健康状態調査についてはそれぞれ
そういう疾病あるいは異常を持っている人が何人いるかということを集計した
上で転記をしていくというようなスタイルをとっている。電子化されていると
いっても集計したものが電子化されて送られてきているという状態であって、
各学校で作っている健康診断票そのものがまだ電子化をされているという状態
にはなっていない。

その意味で、舟岡委員の御指摘のように、確かに1人1人取っていけば発育
状態とのリンクは可能なわけであるが、そうすると学校側の方では1人1人
についてすべて転記をしていかないといけない、つまり紙の診断票から調査票に
転記をしていかなければいけないということで、少しそれは負担が大き過ぎる
のかなとは思っている。

篠塚委員) 今の舟岡委員の御意見に賛成である。その上で、今お答えを頂いたのでやは
りちょっと難しそうではあるのだが、そもそも一番最初のベースの健康診断書
の個人カードをちょっと見せていただいたが、本当に簡単に数字みたいに書け
るところと、非常に細かく、医師が所見、つまり字を書かなくちゃならないと
ころがあるなど濃淡がたくさんあって、あのカードそのものを養護の先生が転
記するという作業はちょっと大変だなというふうに思われた。伺ったところ、
予算も少なかったようであるし、何か新しく要望してまた記入者負担をかける
のは申し訳ないなと思っではいるのだが。

そもそものその最初のベースの健康診断書の個人カードについて、スタート
そのものはいつ設計されたのかということもあるが、もうちょっと工夫して、
「○」をつけていいとか、本当に何か記入しなくてもいいような工夫というの
がないだろうかというふうに思った。

感想であるが、何か御検討いただけたらと思う。

美添会長) 統計調査の前の段階の話であるが、いかがか。

吉田課長) 先ほど来、御説明しているように、このことは、統計とは別に学校保健法の
世界の中でそういう流れで決まっているので、統計を取るという観点だけで変
えるということはなかなか難しい点もあろうかとは思いますが、そういった御意見
もあったということは担当部局にも伝えておきたい。

新村委員) 私は部会に所属しているのでそちらで意見を述べさせていただこうとは思っ
ているのだが、部会で一応どういう項目が実際に調査されているのかというこ
とをぜひ示していただきたい。特に、今回、例えば「栄養不良」と「肥満」と
いう相対的なものを一緒にするとか、それはもとの原票との関係でそうしなく
てはならないのかどうか。それから、例えばアトピーというのは今大きな問題

になっているので、これを特掲するのはとてもいいことではあるが、似たようなもので、例えば食物アレルギーとかそういうようなものが調査票にあるのかなのか。それから、例えばLDというような問題とか、結構話題になっているものがたくさんあると思う。それはそもそも原票がなければどうしようもないのだが。

ここではアトピーが今回別掲できるということは、今、篠塚委員が言われたように、かなり原票は細かいものがあると思うのだが、その辺についても教えていただいて、本当にこれでよいのかどうかということの判断材料を提供していただきたいと思う。

美添会長) すぐ答えられるところがあればお願いします。

吉田課長) まず、「栄養状態」については、今、原票自体は統合されているので、それに合わせるということである。

それから、アトピー性皮膚炎については、所見欄に書いていくということで、健康診断のマニュアルの中にそういう項目があって書いていくようになっており、それを集計するということである。

通常、内科医だと思うが、学校医が健康診断をしているわけであり、比較的短時間で全部見てそれを基にしているのも、そのあたりの時間的な制約、技術的な制約等の中で取れるだけ取っているというのが現状だと思う。そのあたりについては、また部会で御説明をさせていただければと思う。

美添会長) まだ意見があると思うが、部会に所属している委員はその場でも議論をよろしくお願いしたい。

これから議論していただくポイントはほぼ整理されていると思う。まず都道府県別集計に関しては、ある時期に記入者負担から標本数を削除した時期があったが、実は都道府県別集計の要望が強いことが事後的に分かった。別紙のような検討会で詳細な検討がされたようで、標本サイズについても従来の都道府県別集計より少ない数で精度を確保できるような提案がされている。

先ほど舟岡委員や篠塚委員からも、この統計については、転記をする負担が解決できるのであれば、さまざまな加工、分析に十分意味があるという示唆があった。集計はもちろん、集計の前にこのような検討会を更に進めて分析すれば、この統計の価値が高いことがわかると思う。その点まで含めて、部会審議をお願いしたい。

それでは、この件については、国民生活・社会統計部会での審議となる。廣松部会長、よろしくお願いしたい。

3) 諮問第 304 号「平成 18 年に実施される社会生活基本調査の計画について」

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料 5 の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて総務省統計局統計調査部労働力・人口統計室の佐藤室長が、改正計画案の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) ただ今の説明について、質問、意見等があればお願いします。

舟岡委員) 我が国が成熟した社会になっていく中で、社会生活基本調査は大変重要で面白い統計だと思うので、たくさん注文をつけたい。まず第一に、御説明がなかったが、前回の統計審議会答申の今後の課題の中の2つ目の3のところ、「生活時間・行動を把握する本調査の性格上、代替標本と当初標本は必ずしも等質とは限らないと考えられるので、当初標本の属性を可能な範囲で把握し、調査結果の補正等の可能性について検討すること。」とある。これに対する回答が次のページにあって、代替標本は世帯数が全体の1割程度で、特に国勢調査等の結果と比較してもそれほど大きな標本上の差はないということなのだが、実はこの調査の性格上、調査に対する協力度合いと調査結果が密接に絡んでいる。具体例を述べれば、夜型生活を行っているような人はこの調査にはなかなか協力してくれない。あるいは、昼ずっと外に出て仕事をしている人の協力を得にくい。生活時間、行動者率、行動状況と調査の協力具合が密接に関係するとすれば、非協力の対象がどんな特性を持っているかについては、いわゆる二重抽出のやり方で、非協力であったところに対して事後的に調査する、そして、その事後調査も調査員調査だけではなくて、郵送等の調査をうまく活用しながら調査して、非協力の対象が他の世帯・個人と属性等が同じであったとしても生活時間・行動で違いがあるのかどうか、を検討しないと検討したことにはならないと思う。もし違いがあるとすると、当然結果に偏りが出てくるわけであるから、何らかの形で補正する必要があると思う。

第二に、前回調査では行動についてスポーツとか趣味・娯楽などで、調査事項を大きく減らしたため、従来調査できていた情報との接続が困難になったが、今回は増やしていただいて非常によかったと思う。これでも10年前の平成8年の調査に比べると十分ではなく、もう少し増やす余地はないのか。学業、あるいは職業に就いている人は自由な時間に制約があるが、それに対して無業の高齢者は自由な時間ばかりと言うと語弊があるかもしれないが、いろいろな行動が可能であって、その意味では行動が多様化していると言っていると思う。

これからますます高齢化が進行することを考えると、高齢者に生きがいのある充実した生活を営んでもらうための適切な施策の観点からも、彼らがどんな行動をとっているのかを的確にとらえることが重要で、この調査はそれが可能な調査だと思う。

前回の調査事項からなくなってしまったが、前々回の調査結果をみると、男の高齢者で高い行動者率をあげれば、囲碁とか将棋とかマージャンは10%近い。また、女性の高齢者では、民謡等が結構高い行動者率となっている。高齢者がどんな趣味・娯楽で充実を感じているかという情報を取れるように少し工夫していただくことが必要だ。

第三に、観光立国を謳って国土交通省では観光統計の整備に関する報告書を

出されて、その中で、観光統計調査を実施する計画が示されている。それとこの統計調査の旅行・行楽の事項とをうまく組み合わせて利用できるような調査の設計をやっていただくとユーザーにとっては非常にありがたい。

美添会長) 今の発言のうち、代替標本の部分について分かれば答えていただきたい。

佐藤室長) 代替標本の件であるが、先ほど、資料の3の説明を落としたような形になったが、プリコード、アフターコードの役割分担と標本設計、集計、公表の関係について幾つか指摘事項があったうちの代替標本について、3の2番に表示させていただいているように、前回の代替標本は1割ぐらいであった。それから、個人属性、世帯属性別に当初、国勢調査をベンチマークとした人口と比較したところ、男女別人口については1%未満の差しかなかった。世帯属性別に比較したときにも、若干未婚の男性の若年の世帯とかが個人に比べればちょっと高めに出了たというのがあったけれども、全体としては代替率、それからベンチマークとした人口との比較においてそれほど支障がないだろうという判断でこういうふうに書かせていただいた。

ただ、先ほどの事後調査の件であるが、確かに世帯属性が同じであったとしても調査協力、非協力の世帯で中身が違うのではないかという御指摘は可能性はあると思うが、ちょっと技術的、予算的に難しいのではないかと思っている。

全部で3つ御指摘があったかと思うが、調査事項については、部会等でまた御説明したいと思う。一応今のところ私たちなりの基準があって、行動者率とか、能動的なもの、そういうのを基準の第1位として、あとスペースの関係も考慮してやっている。

あと、観光立国については、この調査を企画するに当たり、関係省庁には連絡会議等を開いて意見交換を行ったところであり、一応その段階では各省の方には調査について御意見は何ったところである。

引頭委員) 1点だけであるが、今回の諮問文を拝見すると、高度情報化の進展等に伴う国民の生活行動や生活時間の変化というのをつかみたいという狙いがあるかと思う。その中で、今インターネット化、あるいはデジタル化が進展する中で、今回の調査で果たしてそうしたことの影響というようなものが、はっきりわかるのかなというのが1つの疑問である。

具体的には調査票Aの3ページ、17の「インターネットの利用について」というところで、確かに今回、いわゆる余暇時間、自由時間だけに関してどういう使い方をしたかというツールとしてのとらえ方はできているような感じはしている。しかしながら、4ページ目に、20の「趣味・娯楽」というところがある。これは基本的には体を動かしたり、あるいは物理的には移動するといったことでとらえているわけだが、インターネットを使うことによって、遠く離れていてもいろいろな情報やいろいろな趣味を楽しめるという利点が享受できるようになったのではないか。こうした形の調べ方では、例えば、美術鑑賞が趣味である人がいるとすると、これからテレビもハイビジョン化してきて大変鮮

明な画像が見られるようになってくると思うが、そうしたときに、家にいながらにしてインターネットでコンテンツをダウンロードして楽しむというような生活行動になったときに、この20の「趣味・娯楽」のところにおける行動者率であるとか行動時間とかが統計的に減ってしまうけれども、実際に趣味を楽しむという人間の行動としては変わっていないというようなことがあり得るかもしれないという懸念を少し持っている。

さらに、ここの中ではテレビは確かに受動的なものなのである程度理解はできるが、DVDも除かれている。インターネットの方で画像や音楽データなどDVDに相当するようなコンテンツデータをダウンロードしてから楽しむというような趣味も当然あると思う。

申し上げたいのは、つまり、インターネットによって楽しむ、趣味でやっていることについてはこの項目等では少し見づらいというところもあるかもしれない。何をもちょう余暇なのか、趣味なのかという線引きは難しいかと思うが、これは5年間に1回しかない調査であると聞いているので、今後、そのあたりも少し考えるべきなのではないかなと思う。

美添会長) 今の件に関連して、先ほど舟岡委員の指摘された囲碁であるが、最近、囲碁は直接打ったり碁会所に行ったりというよりもインターネットが非常に増えているという情報もある。そこはどのような整理を考えているかも合わせて答えていただきたい。

佐藤室長) まず、引頭委員から御指摘のあったインターネットとの関係であるが、A票の方は確かに3ページの中だけでは趣味とリンクしていないとか、次の4ページ目では趣味とは何かという形等いろいろあるというお話であった。

引頭先生の問題意識全体に対応できるかどうかかわからないが、先ほど時間の関係で説明を省略させていただいたところもあって、資料番号5の調査票Bについては、生活時間しか調査していないのであるが、例えば、4ページ目に、ここは家計調査の家計簿記入と同じように、生活時間を15分単位で細かく書いていただく。それから、インターネットをその行動に対して利用していたかどうかというのを書いていただくという欄がある。

これはいわゆるアフターコードと称しているが、そのアフターコードの格付けの仕方については、資料7の別紙の5-1に、詳細な85分類が何かというのをつけさせていただいて、その中で、別紙5-1のA4横の2ページ目のところで、ちょっと趣味については細かくなかなか取れないが、例えば、マスメディアの利用等と組み合わせて、あるいはインターネットの利用というのを組み合わせて、ある程度は見ることも可能ではないかということも今考えているところである。

それから、先ほどの趣味の関係で、インターネットの囲碁はパンダネットとか多分そういうものを前提にお話されているのだと思うが、そういうものは趣味としてその人が囲碁を打ったという認識であれば、ここにはちょっと囲碁

というのは入っていないが、仮に囲碁が入っていたとすれば、記入者側の感覚からするとA票の方の4ページであるが、そこに〇がつくことになると思われる。

桑原統計審査官) その際は、今のような場合は、20の「趣味・娯楽」のその他趣味娯楽欄に記入があるというふうに考えればよいのか。

佐藤室長) 本人が趣味と認識していればそこに書くことに、理論的にはなる。

美添会長) スポーツに書くかもしれないが。

篠塚委員) 私も引頭委員と同じ印象でこれを読んだが、今回の改正点の中の1つにやはりインターネットの利用についてというのはかなり大きな項目になっているので、もうちょっとこれは部会で検討していただきたいと思っている。

まず、3ページのところの「インターネットの利用について」なのだが、何となくこの1年間に何日ぐらい利用しましたかというこの聞き方もちょっと分かりにくいというか、月に1日というのもあるし、週に1日というのにも読み替えることもできるし、それから全然利用していない場合も下の方に矢印でいくわけであるが、例えば(1)で「どのような利用をしましたか」となって、「しなかった」と「した」と言った人がいたときに、何もしなかった人のつけるところがない。それから、どのような利用をしましたかというふうにして手段みたいなものを訊いているが、電子メールとかチャットとかブログとかその辺までいいのだが、下の方に下りてくると、ショッピングのような商品やサービスの購入というようなものも出てくる。そうすると、今度は4の方にいって、「どんな目的で利用しましたか」というところでは、本来ここにあってもいい学習とか趣味とかはショッピングのときにあった方がいいとかいろいろあって、このインターネットの利用についてだけでももう少しきめ細かく対応していただきたいなと思いながら見ていた。そして、先ほど引頭委員がおっしゃったように、今後5年間のことを考えると、地上波から今度はBS多チャンネルの方にいって、趣味の領域が自分が実際やらなくても、見ながらものすごい時間をかけながらやるというふうになって、それを今度はインターネットを使いながら、かつ趣味の領域に、俳句でもスポーツでも何でもなのであるが、どんなふうにここが散らばっていくかというところが非常に難しい問題を提起するのではないかなと思ったので、部会の方で御検討していただけたらと思う。

椿委員) 基本的に生活時間について、原理原則としてはアクティブなもの、意図的に行っているものを前提にするというふうに伺っている。これは前回の部会の中でも議論になったことかと思うが、家庭で過ごす時間というのは、かなりの部分が「ながら」というか、2つの行動が同時に行われており、それを生活時間としては主な行動という形で回答者が選択するというような形になっている。

そのために、前回、例えば、時間の比率としては高かったCD鑑賞みたいな行動が趣味のところから落とされたというような事情があるわけだが、こういう分野に関して、そういう行動が休養なのか趣味なのか、あるいは食事において

そういうことをすることの切り分けとか、何かもう少し議論があってしかるべきなのではないかと思う。

美添会長) これは部会で検討をお願いすることになる。

余り時間もないのでそろそろまとめさせていただくが、この統計について、5年前に私が部会の委員をしていたとき、もう少し、今回指摘された問題に対して努力をすべきだったと反省している。というのは、この統計が重要であるということは分かっていたけれども、重要性が年とともに高まるということとその時点でもっと明確に主張すべきだったということである。

この統計が導入された時点で、我が国は先見の明があった。国際的にも非常に高く評価されている統計だと思う。要するに、戦後すぐに生活を守るためにまず住居があり、食料があり、経済的な調査はほぼ完全にそろってきた。住宅統計調査も住宅の5カ年計画で達成状況まで分かっている。今後の国民生活を考えたときに、文化面が大事だということをこの時代で分かっていた当時の調査部は先見の明があったと思う。

先ほど舟岡委員の指摘されたように、年とともに重要性が増してきている調査であり、前回は改正面もたくさんあったが、時代に逆行してしまい、いろいろな制約から今回への宿題がたくさん残ったという印象を受けている。

いろいろと指摘を頂いた点のすべてを、部会で短い時間で検討するのも大変な作業と思うが、国際的にも評価されている、政策のために貴重な情報を提供することが期待されている統計であるので、部会で十分な審議をお願いしたい。

本件についても、先ほどと同様、国民生活・社会統計部会で審議することになる。廣松部会長、お手数だがよろしくをお願いしたい。

(3) 部会報告

○ 鉱工業・建設統計部会

平成17年8月25日及び平成17年9月29日に開催された第76回及び第77回鉱工業・建設統計部会（議題：「エネルギー消費統計（仮称）のための試験調査（第二次）について」、「平成16年工業統計調査の調査対象除外地域の取扱いについて」）の開催結果について、椿部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただ今の報告について、質問、意見等があればお願いします。

2件あるので、1件ずつ整理した方がいいかもしれない。エネルギー消費統計に関して、まず何かあればお願いします。

今、詳細な説明を頂いたとおり、これは試験調査という名称であるが、通常の試験調査と比べてサンプル数が44万と、非常に大きな調査となっている。それに関しては、今、椿部会長から繰り返し説明があったように、この調査は通常の試験調査と性格が違ふと理解すべきであって、京都議定書等の重要性もあ

るが、本調査に向けて必要な情報を整理するという名簿整備的な意味も非常に強い。したがって、大規模事業所については全数でやらざるを得ないと理解すべきだろう。

今の報告のように、最終的には密接関連として、軽微案件という形で処理をしたい。特段反対意見もないようなので、本審議会では同意する。

2番目の工業統計に関して、意見等はあるか。

この件については、昨年の中越地震の発生時点から大変な苦労をされたと思うのだが、当時の部会長であった清水委員がきちんとした対応を指示されたことから、今回の報告のような望ましい結果になったと思う。

清水委員、何か補足があればお願いしたい。

清水委員) 今、部会長から報告していただいた内容のとおりだと思う。部会で議論されたこととは直接関係ないのだが、私が部会長の当時にこの問題が発生して、その際に大変苦慮したのは、災害が発生した時点での統計調査はどうあるべきかという、いわば先行事例がなかったことである。そこで、今回この工業統計に関する調査対象除外という案件をどう扱うか、ここでどう対応するかということを決めたことが後々の統計調査に関するこの種の問題に対するひな型にすべきなのかどうか、そこについては特段結論を得ずに一応部会での議論は終えたけれども、その点については今もってまだ結論が出ていない。しかし、あらあら考えておく必要があるだろうと思う。これまで幾多の災害を経験した中でこの種の問題があったのだが、すべて過去の統計調査の補正というか、事後的な調査の在り方についての典型的な対応策が示されていない中で、今回ちょうどいい機会であるので、そういったことも含めた議論はどこかでしておく必要があるのではないかと思った。

美添会長) 今の御指摘のとおりだと思う。この件をどのように扱ったか経過と問題点について記録をつくるべきであると部会でも議論がなされた」と報告を受けている。今後も、今回の対応を参考にして危機管理を充実していく必要があると思われる。

特に、今回大変な苦労をしたけれども、結局は全地域について各項で集計できるという理想的な形で決着がついた。実施部局にこの場でお礼を申し上げたいと思う。

過去の経験がどの程度あったかということだが、私を知る限り平成7年の阪神・淡路大震災は国勢調査の年だったけれども、1月に発生したので、国勢調査の実施時期までには多少時間的余裕があって対応の余地があった。今回は調査の直前だったので苦労が多かったということであった。

もう1つだけ言っておきたいが、全数調査以外の例では、平成7年の時点で神戸市における家計調査の実施努力というのは当時の兵庫県を中心にしてなされているわけであり、そういう事例も今回の事例と合わせて確認して、各省とも危機対策をできるだけ統一した形で検討すべきである。そういう教訓がここ

で得られたものと思う。

これは、私は非常に高く評価するし、どなたからも反論はないと思うので、この件は軽微な事項という整理とさせていただきます。

廣松委員) 言葉尻をとらえるようで恐縮なのだが、この2つの件に関する取扱いについては私はこれでいいと思う。ただ、どうも「軽微な案件」と言われると何となく抵抗がある。問題自体は、極めて大きなものである。もちろん審議会の事務局の方で審議会の議題とするか、あるいは部会どまりでの審議とするかという差をつけるためにこういう言葉を使っているのだろうと思うが、何かもう少し別の言葉を使った方がいいような気がする。

美添会長) これは政策統括官で十分検討していただいて整理ということもあるし、今、廣松委員が関わっている統計法の検討から、あるいは清水委員、舟岡委員も関わっているもっと大きな見直しからも何らかの示唆があるかもしれない。とりあえず重い意味は受け止めるが、言葉の使い方は従来からの使い方と表現させていただきます。

(4) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成17年8月及び9月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「ガス事業生産動態統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「病院報告」、「自動車燃料消費量第二次予備調査」、「2005年農林業センサス付帯調査農村集落調査」及び「平成17年国民健康・栄養調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料7による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただ今の報告について、質問等があればお願いします。

廣松委員) 病院報告の2のところであるが、「一般病床」等の「月末病床数」の欄を削除するというのは、これは医療施設調査の方で取っているからということか。

桑原統計審査官) そうである。

廣松委員) 医療施設調査の方は3年に1回であるが大丈夫か。

桑原統計審査官) 医療施設調査の方は毎月の動態調査があるので、そこで変化の状況等が分かる仕組みになっている。

美添会長) 2ページ目の自動車燃料消費量の予備調査について、趣旨はもちろんこれで結構であるが、説明の真ん中あたりになお書きとして、サンプル設計についての表現で、相対誤差5%の後に信頼水準95%という表現がある。これは政策統括官が考える問題だと思うが、各府省でさまざまな表現が使われているので、利用者が読んで混乱しないような表現を考えていただきたいと思う。

何を言っているかということ、信頼水準95%というのは普通は書いてなくて、相対誤差率5%という方がよく目にするが、多分言っていることは全く同じで

はないかと思う。各府省で独自の表現があるかもしれないが、以前にも政策統括官で同じような表現で統一すべきだという議論があったと記憶しているので、検討していただければと思う。

椿委員、今の話はよろしいか。私が誤解しているかもしれないが。

椿委員) 表現が問題だとは思いますが、私の感じだと、「()」(かっこ)の位置が信頼水準より前ぐらいにくるのがいいかもしれない。

美添会長) なるほど。

椿委員) 確かに、こういう説明の仕方自身は標準化された方がいいと思う。

美添会長) ()の位置が違っているのかもしれない。誤解のないようにという私の趣旨については基本的に了解していただければと思う。

主要な議題としては以上であるが、その他何かあるか。

廣松委員) 皆様ご存じのとおり、今、国勢調査の調査票の回収が行われているが、残念なことに、大体新聞に載るのは、調査員になりすまして調査票をだまし取ったりする者が出てきたとか、あるいは調査票がうまく集まらないから調査員が調査票を燃やしてしまったとか、悪い話ばかりでいい話は出てこない。それとは別に、最近新聞の記事を見ていたら、ちょっと気になった記事があった。それは、10月12日付の日本経済新聞に、国勢調査の見直し、回収方法や項目の簡略化に関して政府が見直す方向を決めた、固めたという内容の記事であるが、これに関して、もし何か情報等があれば教えていただきたい。

美添会長) 誤解を招きかねない記事かもしれないので、実施部局である総務省統計局統計調査部から願います。

江端統計調査部長) まず、平成17年の国勢調査であるが、プライバシー意識が非常に高まる中、また、市町村合併も進み、選挙が事前にあるというような国勢調査事務遂行上大変厳しい状況の中での実施であったけれども、調査員の皆さんや市区町村、都道府県の皆さんの並々なぬ努力や、また調査世帯の御協力、御理解も得て、調査票の回収がほぼ終了した段階である。関係者の御努力に対して心から感謝申し上げたいと思う。

さて、御質問の新聞記事の点であるが、一部新聞記事でこの国勢調査について郵送による回収方法あるいは調査項目を簡略化するなどの見直しを行うとか、あるいは有識者による検討会を設置して年内にも改革の方向をまとめるとかいう記事があったけれども、具体的な見直しの方向性、内容を決めたとか、あるいは年内にも方向性をまとめるとかそういう事実はない。

そこで、総務省としては、社会経済状況の変化あるいは国民の皆様のプライバシーに対する意識の高まり、そういうものを踏まえて、どのような調査方法あるいは調査内容等がいいのか、改善すべき点については改善していかなければならないと思っている。

今後としては、まず、今回の調査の実施状況を詳細に検証した上で、地方公共団体とも協議し、あるいは統計の利用者の皆さん、専門家の皆さん、統計審

議会の皆様の御意見を伺いながら、次回調査に向けて必要な改善を図っていき
たいというふうに考えているところである。

こうした考え方については、昨日、総務事務次官の記者会見があったので、
総務事務次官からこうした考え方をはっきり説明したところである。

美添会長) 問題に対応する、検討するということは大いに結構であるが、新聞記事によ
れば、それはもう確定で、次から方法が変わるという印象を与えかねない。そ
こは今の御説明で明確になったと思われる。

廣松委員) それで納得した。

美添会長) 実施部局は大変な調査をされている、まさに真っただ中であるが、よろしく
お願いしたい。

－ 以上 －